

小浜市自主防災組織の育成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小浜市における自主防災組織の育成を図ることにより、住民の隣保共同精神の高揚および災害時の地域防災活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害から地域社会を守るため、自治会またはその集合体を母体として住民が自発的に結成し、運営する組織をいう。ただし、世帯の規模等地域のやむをえない事情により、自治会で組織を結成できない場合はこの限りでない。

(育成指導)

第3条 小浜市は、若狭消防組合消防本部その他の防災関係機関と協力して、自主防災組織の運営および活動が円滑に行われるよう育成指導する。

2 自主防災組織の育成指導に当たっては、住民に対する防災知識の普及および防災意識の高揚を図り、もって自主防災組織の円滑な活動に資することを基本とする。

(自主防災組織の登録)

第4条 自主防災組織は、市長の登録を受けることができる。

(登録の申請)

第5条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、自主防災組織登録申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 規約その他の団体の内部組織に関する規定
- (2) 役員名簿
- (3) 自主防災組織の活動に係る地域図
- (4) その他登録に必要な書類

(登録の実施)

第6条 市長は、登録の申請をした自主防災組織（次条において「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たしているときは、小浜市自主防災組織登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 地域住民を主体とし、おおむね1行政区を単位として、または20世帯以上の単位で構成されていること。
- (2) 総会等の意思決定機関を有していること。
- (3) 自主防災組織の活動方針または活動計画に次に掲げる活動を行うことが定められており、かつ、当該活動方針または活動計画が法令に違反していないこと。

- ア 災害による被害を防止し、または軽減するための平常時における予防活動
- イ 災害時における応急活動

(登録の通知)

第7条 市長は、登録簿に登録したときは、自主防災組織登録通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第8条 第6条の規定により登録された自主防災組織は、規約もしくは会則、役員または自主防災組織の活動の対象となる地域を変更したときは、自主防災組織変更届(様式第4号)を市長に届け出るものとする。

(物品の支給)

第9条 市長は、登録を受けた自主防災組織に対して防災資機材を支給することができる。ただし、防災資機材は、当該防災資機材が現存する場合は再支給しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。